

美唄市地域材利用推進方針

美唄市地域材利用推進方針（以下「市の方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、国の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

第 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

道の方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、市等が整備する建築物等での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで極めて重要である。

市内にある森林は、カラマツやトドマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており財産となっている。

道内の林業・木材産業は、天然林資源を主体として活用し、発展してきたが、近年、戦後に植林されたカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎え、現在、伐採される木材の 9 割を人工林材が占めている。

また、戦後植林されたカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎えているため、計画的な伐採と着実な植林、間伐等の適切な保育の実施が必要となっている。

このような現状において、地域材の利用を促進することは、森林づくりに伴い産出される間伐材や主伐材等による収益が植林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、山村地域の活性化や雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、地域材を学校や医療機関など幅広い建築物に利用することは快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を市民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について市民理解を効果的に醸

成することが重要である。

こうした中、木造建築物については、技術面やコスト面の課題などから、依然として低層の戸建て住宅が中心となっているため、令和3年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物等の公共建築物以外の建築物（以下、「民間建築物」という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要とされている。

2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、市、事業者、市民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（1） 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 市による取組

市は、市内の建築物等における地域材の利用を促進するため、法第12条に規定する市の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市の方針」という。）を作成し、その公表に努めるとともに、建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、国及び道が実施する施策と併せた効果的な推進に努めるものとする。

また、情勢の推移等を踏まえ、必要に応じて市の方針を変更し、これを公表するものとする。

② 事業者による取組

建築物等を整備する事業者等は、市の方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して木材利用の促進に自ら努めるとともに、道又は市が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物等における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、建築物等における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物等を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、品質、価格等に関する情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③ 市民による取組

市民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（2） 関係者相互の連携及び協力

市、建築物等を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、（1）の各主体の取組の実施に当たり、市の方針等に基づき、法第8条を踏まえ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（3） 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進する

ことが重要であることから、木材利用関係者は、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業を確保するなど、合法伐採木材等の円滑な供給の確保に努めるものとする。また、地域材を利用するに当たっては、市民の安全と安心を確保する観点から、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の積極的な使用に努めるものとする。

(4) 市民の理解の醸成

市は、建築物等における地域材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において、建築物等における地域材の利用の意義等について、多くの市民の理解が得られるよう、積極的な普及啓発に努めるものとする。

（注）市の方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第 13 条の規定に基づき、地域材の利用の促進を図るため、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるなど、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、地域材の利用の促進が適切な森林の整備や地球温暖化の防止に貢献することなどについて、その普及に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

市は、法第 14 条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者等と連携し、住宅における地域材の利用状況や流通状況等について調査するなど、その促進に努めるものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 公共建築物における地域材の利用の促進のための具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の製品及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進に努めるものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化の促進に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材を原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努め

るものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレット等の木質バイオマス製品やエネルギー利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や適切な維持管理の可能性等について十分に検討するなど、その促進に努めるものとする。

(2) 地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化の促進に努めるものとする。ただし、災害応急対策に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化が困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 市が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

市の公共建築物については、関係法令等で制限がある場合及びコストや技術の面で困難であるものを除き、木造化・木質化の推進に努めるものとする。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

(1) 木製家具等の導入の推進

市の公共建築物において導入する家具等については、積極的に地域材製品の導入の推進に努めるものとする。

(2) 木質バイオマスの利用の推進

市の公共建築物において導入する暖房器具やボイラーについては、木質バイオマスを燃料とするものの導入の推進に努めるものとする。

3 公共土木工事における地域材利用の推進

市が実施する公共土木工事については、地域材の利用が可能な場合にあっては、地域材の利用の推進に努めるものとする。

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者等の地域材の供給に携わる者が連携し、地域材の需給に関する情報及び建築物等の整備・施工における利用動向等を共有するなど、地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。道及び市町村は、工作物等での地域材の率直的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

市は、工作物等での地域材の利用等に関する情報を発信するなど、工作物等での地域材の利用の促進に努めるものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は本市の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用

施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用の促進に努めるものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスのエネルギー利用について、市民への利用の意義の普及啓発に努めるなど、木質ペレット等の木質バイオマス製品やエネルギー利用の促進に努めるものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を促進するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組の促進に努めるものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等において地域材を利用するに当たっては、地域材の利用に関するニーズ等を把握するとともに、整備・施工及び維持管理に係るコストを総合的に判断し、その促進に努めるものとする。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

(1) 地域材の利用の推進体制

市は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、市の関係部署間で連携を図り、必要な情報交換等に努めるものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査・分析

市は、地域材の利用状況や利用の促進に向けた課題等について調査・研究を行うなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

(3) 地域材の利用促進に向けた普及・PR等

市は、木造建築や公共土木工事の事例、新たな技術や木製品の普及PRに努めるとともに、関係課等の設計担当者等と情報交換を行うなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

附則

この推進方針は、令和6年8月1日から施行する。